



福島医発第997号（地）
平成23年 7月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部改正等について

厚生労働省におきましては、労災診療費の審査点検等（診療費請求内訳書（レセプト）の事務的な事前点検等）に係る（財）労災保険情報センター（R I C）への委託事業につきまして、平成23年度中（7月から12月までの間）に廃止し、都道府県労働局（労働局）へ集約化されることとなり、これに伴い、R I C地方事務所が順次廃止されることとなりましたことは、平成23年6月18日付福島医発第738号（地）においてご案内のとおりであります。

今般、R I C地方事務所の廃止に伴い、厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり、労災保険指定医療機関（指定医療機関）及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部を改正する旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、R I Cと労災診療費援護貸付金貸付契約を締結している指定医療機関に係る労災保険診療費請求書等（請求書等）の提出先を管轄労働局長のみとするなど、労災保険指定医療機関療養担当規程（療養担当規程）が改正されております。

また、労災保険におきましては、従来より、業務災害等による傷病が治癒した後、障害が残った被災労働者に対して、「外科後処置」として、義肢装着のための必要から行う断端部の再手術、顔面の醜状を軽減するための整形手術などを実施医療機関（外科後処置委託病院）で行い、社会復帰の促進を図っているところでありますが、今般、「外科後処置」について、利用者の利便性の向上、外科後処置を行う医療機関の事務負担の軽減を図るため、指定医療機関の指定申請の際にアフターケアの実施と併せて申請が可能となるよう、療養担当規程、指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則、労災保険指定薬局療養担当契約事項について改正が行われるとともに、関係通知等の一部が改正されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

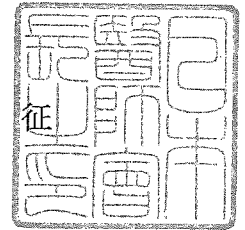
- 1) 改正後の療養担当規程等につきましては、平成23年7月1日から施行されることとなっておりますが、請求書等の提出先はR I C地方事務所が廃止されるまでの間は従前の例によることとされておりますことを申し添えます。

- 2) 施行日前に、福岡労働局と外科後処置に係る委託契約を締結している医療機関につきましては、外科後処置を実施する実施医療機関とみなされます。
- 3) 既に指定を受けている労災保険指定医療機関で、外科後処置実施医療機関の申請を希望される場合は、別紙3「労災保険指定医療機関指定申請書（追加）」を福岡労働局労働基準部 労災補償課医療係（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F TEL092-411-4799）へご提出いただきますようお願い致します。

日医発第304号(保92)
平成23年7月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝



労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部改正等について

厚生労働省におきましては、労災診療費の審査点検等（診療費請求内訳書（レセプト）の事務的な事前点検等）に係る（財）労災保険情報センター（R I C）への委託事業につきまして、平成23年度中（7月から12月までの間）に廃止し、都道府県労働局（労働局）へ集約化することとなり、これに伴い、R I C地方事務所が順次廃止されることとなりましたことは、すでにご案内のとおりであります。

今般、R I C地方事務所の廃止に伴い、厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり、労災保険指定医療機関（指定医療機関）及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部を改正する旨、通知されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、R I Cと労災診療費援護貸付金貸付契約を締結している指定医療機関に係る労災保険診療費請求書等（請求書等）の提出先を管轄労働局長のみとするなど、労災保険指定医療機関療養担当規程（療養担当規程）が改正されております。

また、労災保険におきましては、従来より、業務災害等による傷病が治癒した後、障害が残った被災労働者に対して、「外科後処置」として、義肢装着のための必要から行う断端部の再手術、顔面の醜状を軽減するための整形手術などを実施医療機関（外科後処置委託病院）で行い、社会復帰の促進を図っているところでありますが、今般、「外科後処置」について、利用者の利便性の向上、外科後処置を行う医療機関の事務負担の軽減を図るため、指定医療機関の指定申請の際にアフターケアの実施と併せて申請が可能となるよう、療養担当規程、指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則、労災保険指定薬局療養担当契約事項について改正が行われるとともに、関係通知等の一部が改正されましたので併せてご連絡申し上げます。

なお、改正後の療養担当規程等につきましては、平成23年7月1日から施行されることとなっておりますが、請求書等の提出先はR I C地方事務所が廃止されるまでの間は従前の例によることとされておりますことを申し添えます。

[添付資料]

1. 労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部改正について
（平23.6.24 基発0624第1号 厚生労働省労働基準局長）
2. 外科後処置の実施についての一部改正について
（平23.6.24 基発0624第2号 厚生労働省労働基準局長）

1759

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局に係る事務取扱いの一部改正について

労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）の事務取扱いについては、平成 7 年 7 月 25 日付け基発第 476 号（最終改正平成 21 年 12 月 28 日付け基発 1228 第 5 号）の別添 1「労災保険指定医療機関療養担当規程」（以下「療養担当規程」という。）及び別添 2「指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」（以下「労災指定準則」という。）に基づき、労災保険指定薬局（以下「指定薬局」という。）の事務取扱いについては、昭和 39 年 2 月 20 日付け基発第 185 号（最終改正平成 15 年 3 月 28 日付け基発 0328005 号）の別添「労災保険指定薬局療養担当契約事項」（以下「薬局担当契約事項」という。）に基づきそれぞれ行っているところであるが、今般、労災診療被災労働者援護事業補助事業者（以下「補助事業者」という。）の地方事務所が廃止されること等に伴い、療養担当規程、労災指定準則及び薬局担当契約事項を下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の理由について

(1) 診療費請求の手続

補助事業者と労災診療費援護貸付金貸付契約を締結している指定医療機関については、労働者災害補償保険診療費請求書等（以下「診療費請求書等」という。）を補助事業者を経由して都道府県労働局長に提出していたところであるが、補助事業者の地方事務所が、平成 23 年度中に順次廃止されることを踏まえ、診療費請求書等の提出手続きを見直すものである。

(2) 外科後処置を行う医療機関等

社会復帰促進等事業の外科後処置を行う医療機関は、外科後処置に係る委託契約を要

することとしているが、今般、外科後処置については指定医療機関においても実施できると認められることから、利用者の利便性の向上や、外科後処置を行う医療機関の事務負担の軽減を図るため、委託契約の手続を廃止し、指定医療機関の指定手続のみで足りることとするものである。

また、外科後処置については、指定薬局での薬剤の支給を認めていなかったが、院外処方の方の進展を踏まえ、指定薬局での薬剤の支給を可能とするものである。

2 改正の留意点

(1) 施行期日

改正後の療養担当規程及び労災指定準則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、改正後の薬局担当契約事項は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(2) 診療費請求の手続

補助事業者の地方事務所は、平成 23 年 6 月末日から 11 月末日までの間に都道府県単位で順次廃止されるが、補助事業者の地方事務所が廃止されるまでの間、当該都道府県における診療費請求の手続については、なお従前の例による。

また、改正の内容は、療養担当規程の施行日前に指定を受けた指定医療機関についても適用する。

(3) 外科後処置を行う医療機関等

療養担当規程の施行日前に指定を受けた指定医療機関が、新たに外科後処置を行う場合には、改めて診療科目、設備等を確認する必要があることから、外科後処置に係る指定医療機関の申請を行うこととする。

また、薬剤の支給については、薬局担当契約事項の施行日前に指定を受けた指定薬局についても適用するため、一定の周知期間を経て施行することとしている。

3 改正の内容

(1) 療養担当規程の一部を次のように改正する。

ア 目次中第 1 章第 3「アフターケアの担当の範囲」を「アフターケア及び外科後処置の担当の範囲」に、第 4「療養の給付及びアフターケア」を「療養の給付、アフターケア及び外科後処置」に、第 4 章「アフターケアに関する診療費の請求」を「アフターケア及び外科後処置に関する委託費の請求」に、第 17 及び第 18 中「診療費」を「委託費」に改め、新たに「第 6 章 その他」及び「第 23 施行期日等」を加える。

イ 第 1 中「（以下「アフターケア」という。）」を削り、「アフターケア」の次に「及び外科後処置」を、文末に「ただし、アフターケア及び外科後処置については、都道府県労働局長からこれらの任務を含む指定を受けた医療機関に限る。」を加え、第 2 項及び第 3 項中「療養の給付及びアフターケア」を「療養の給付、アフターケア及び外科後処置」に改める。

ウ 第 3 の表題「（アフターケアの担当の範囲）」を「（アフターケア及び外科後処置の担当の範囲）」に改め、次の 1 項を加える。

② 指定医療機関が担当する外科後処置の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 筋電電動義手の装着訓練等

エ 第4の表題「（療養の給付及びアフターケアの担当方針）」を「（療養の給付、アフターケア及び外科後処置の担当方針）」に、本文中「療養の給付及びアフターケア」を「療養の給付、アフターケア及び外科後処置」に、第1号中「療養及びアフターケア」を「療養、アフターケア及び外科後処置」に、「傷病労働者及びアフターケア」を「傷病労働者、アフターケア及び外科後処置」に、第2号中「療養及びアフターケア」を「療養、アフターケア及び外科後処置」に改める。

オ 第5中「療養の給付又はアフターケア」を「療養の給付、アフターケア又は外科後処置」に改め、「若しくは、」を削り、「健康管理手帳によってアフターケアを受ける資格がある」の次に「か、又は外科後処置承認決定通知書によって外科後処置を受ける資格がある」を加え、「療養給付請求書又は健康管理手帳」を「療養給付請求書、健康管理手帳又は外科後処置承認決定通知書」に、「療養の給付又はアフターケア」を「療養の給付、アフターケア又は外科後処置」に改め、第2項中「ただし、労災診療被災労働者援護事業補助事業者（以下「補助事業者」という。）と契約している指定医療機関（以下「契約医療機関」という。）においては、補助事業者を経由し、所轄労働基準監督署長に提出することとする。」を削る。

カ 第8及び第9中「療養の給付又はアフターケア」を「療養の給付、アフターケア又は外科後処置」に改める。

キ 第10の第2項中「健康管理手帳」の次に「若しくは外科後処置承認決定通知書」を加え、同項の第1号中「療養の給付若しくはアフターケア」を「療養の給付、アフターケア若しくは外科後処置」に、第2号中「療養の給付又はアフターケア」を「療養の給付、アフターケア又は外科後処置」に改める。

ク 第11に次の1号を加える

「6 外科後処置は、外科後処置実施要綱に定める範囲内で行うこと。」

ケ 第16中「なお、契約医療機関においては、補助事業者を経由し、管轄労働局長に提出すること。」を削る。

コ 第4章の表題「アフターケアに関する診療費の請求」を「アフターケア及び外科後処置に関する委託費の請求」に改める。

サ 第17の表題及び本文中「診療費」を「委託費」に改め、本文中「アフターケア」の次に「及び外科後処置」を加える。

シ 第18の表題中「診療費」を「委託費」に改め、本文中「本規程に基づいて行ったアフターケア」の次に「及び外科後処置」を、「毎月分の診療費用の額を」の次に、「アフターケアについては」を加え、「アフターケア診療費請求内訳書を」を「アフタ

「アフターケア委託費請求内訳書を」に改め、その次に「、外科後処置については外科後処置委託費請求書に内訳書を」を、第1号及び第2号中の「健康管理手帳」の前に「アフターケアの」を加え、第2号の次に「3 外科後処置承認決定通知書に記載された処置内容以外についての診療」、「4 外科後処置承認決定通知書に記載された処置内容に係る政府が必要と認める診療を超えた診療」を加え、第2項中「アフターケア委託費請求書及びアフターケア請求書」を「アフターケア委託費請求書、アフターケア委託費請求内訳書及び外科後処置委託費請求書等」に改める。

ス 新たに次の章を加える。

第6章 その他

(施行期日等)

第23 平成23年6月24日付け基発0624第1号による改正後の本規程は、平成23年7月1日から施行する。

ただし、第5第2項及び第16については、施行日前に指定した指定医療機関を含め適用し、指定医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局の管内に労災診療被災労働者援護事業補助事業者の地方事務所が存在している間は、なお従前の例による。

(2) 労災指定準則の一部を次のように改正する。

(ア) 第8条に次の2項を加える。

(アフターケア)

10 アフターケアの任務を含む場合は、アフターケア実施要領の4に定める措置を実施することが可能であること。

(外科後処置)

11 外科後処置の任務を含む場合は、外科後処置実施要綱の3に定める処置を実施することが可能であること。

(イ) 様式第1号及び第4号を別紙1及び別紙2に改める。

(3) 薬局担当契約事項の一部を次のように改正する。

(ア) 第1項中「第21条第1号」を「第22条第2項」に、「及び労働福祉事業」を「、社会復帰促進等事業」に改め、「アフターケア」の次に「及び外科後処置」を加える。

(イ) 第2項中「都道府県労働基準局長（以下「所轄労働基準局長」という。）」を「都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）」に改め、「所轄労働基準局長」を「所轄労働局長」に改める。

(ウ) 第5項中「（平成6年3月16日付け厚生省告示第54号）」を「（平成20年3月5日付け厚生労働省告示第59号）」に改める。

(エ) 第6項中「所轄労働基準局長」を「所轄労働局長」に改める。

(オ) 第7項を次のように改める。

「（アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の請求等）

7 アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の請求等は、次の各号のとおりとする。
アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の支給に関する費用の請求及びその

様式については、それぞれ別に通達で定めるところによること。」

(カ) 第 1 1 項及び第 1 2 項中「所轄労働基準局長」を「所轄労働局長」に改める。

(キ) 第 1 3 項を次のように改める。

(施行期日等)

平成 2 3 年 6 月 2 4 日付け基発 0 6 2 4 第 1 号による改正後の本契約事項は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から実施し、施行日前に指定した指定薬局にも適用する。

ただし、施行日前に指定した指定薬局であって、外科後処置に係る薬剤の支給を行わない場合には、所轄労働局長に書面による申し出を行うことで、本契約事項を適用せずなお従前の例によることとする。

労災保険指定医療機関療養担当規程

(平成 7 年 7 月 25 日付け基発第 476 号)

改正 平成 15 年 3 月 28 日付け基発第 0328005 号

改正 平成 21 年 12 月 28 日付け基発 1228 第 5 号

改正 平成 23 年 6 月 24 日付け基発 0624 第 1 号

第 1 章 診療の担当

- 第 1 任務
- 第 2 療養の給付の担当の範囲
- 第 3 アフターケア及び外科後処置の担当の範囲
- 第 4 療養の給付、アフターケア及び外科後処置の担当方針
- 第 5 受給資格の確認等
- 第 6 証明の記載
- 第 7 助力
- 第 8 診療録の記載及び整理
- 第 9 帳簿等の保存
- 第 10 通知

第 2 章 診療の方針

- 第 11 診療の一般的方針
- 第 12 転医及び対診
- 第 13 転医の取扱い
- 第 14 施術の同意

第 3 章 療養の給付に関する診療費の請求

- 第 15 診療費の算定方法等
- 第 16 診療費の請求手続

第 4 章 アフターケア及び外科後処置に関する委託費の請求

- 第 17 委託費の算定方法等
- 第 18 委託費の請求手続

第 5 章 指定医療機関の取扱い

- 第 19 指定期間等
- 第 20 表示
- 第 21 指定の取消
- 第 22 変更事項の届出

第 6 章 その他

- 第 23 施行期日等

第1章 診療の担当

(任務)

第1 労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第11条の規定に基づき都道府県労働局長の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。）は、則第11条第1項の規定により、政府が行うべき療養の給付を政府に代わって行うとともに、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項第1号に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び外科後処置を行うものとする。

ただし、アフターケア及び外科後処置については、都道府県労働局長からこれらの任務を含む指定を受けた指定医療機関に限る。

- ② 指定医療機関は、法の規定によるほか、この規程の定めるところにより、療養の給付を受けることができる者（以下「傷病労働者」という。）の負傷又は疾病についての療養の給付、アフターケア及び外科後処置を担当する。
- ③ 指定医療機関は、当該指定医療機関において療養の給付、アフターケア及び外科後処置に従事する医師若しくは歯科医師（以下「診療担当医」という。）又は調剤に従事する薬剤師をして前2項の規定を遵守させるものとする。

(療養の給付の担当の範囲)

第2 指定医療機関が担当する療養の給付（政府が必要と認めるものに限る。）の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

- ② 前項の規定にかかわらず、船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）において担当する療養の給付の範囲は、前項の1から3までとする。

(アフターケア及び外科後処置の担当の範囲)

第3 指定医療機関が担当するアフターケアの範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 保健指導
- 3 保健のための処置
- 4 検査
- 5 保健のための薬剤の支給

- ② 指定医療機関が担当する外科後処置の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 筋電動義手の装着訓練等

(療養の給付、アフターケア及び外科後処置の担当方針)

第4 指定医療機関及び診療担当医は、次に掲げる方針により療養の給付、アフターケア及び外科後処置を行うものとする。

- 1 診療は、一般に医師又は歯科医師として療養、アフターケア及び外科後処置の必要があると認められる負傷又は疾病に対して行い、的確な診断をもとし、傷病労働者、アフターケア及び外科後処置の対象者（以下「傷病労働者等」という。）の労働能力の保全又は回復上最も妥当適切に行うこと。
- 2 診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養、アフターケア及び外科後処置上必要な事項は理解し易いように指導すること。
- 3 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、傷病労働者等の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をすること。

(受給資格の確認等)

第5 指定医療機関は、傷病労働者等から療養の給付、アフターケア又は外科後処置を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養補償給付たる療養の給付請求書」又は「療養給付たる療養の給付請求書」（以下「療養給付請求書」という。）によって療養の給付を受ける資格があるか、健康管理手帳によってアフターケアを受ける資格があるか、又は外科後処置承認決定通知書によって外科後処置を受ける資格があることを確認した後診察すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養給付請求書、健康管理手帳又は外科後処置承認決定通知書を提出することができない者であって、療養の給付、アフターケア又は外科後処置を受ける資格があることが明らかな者については、この限りでない。この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく、療養給付請求書、健康管理手帳又は外科後処置承認決定通知書を提出させること。

② 傷病労働者から提出された前項の療養給付請求書は、当該療養給付請求書に当該医療機関の名称を記入の上、遅滞なく、傷病労働者の所属する事業場（傷病労働者が船員法第1条に規定する船員の場合にあっては当該船員が所属する船員を使用して行う事業。以下同じ。）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に対し、当該医療機関（船内診療所にあつては当該船舶に係る事業。）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）を経由し、提出しなければならない。

- ③ 前2項の規定にかかわらず、船内診療所において行われた療養の給付に係る療養給付請求書については、本邦に寄港後、遅滞なく、傷病労働者から船内診療所あて提出させた後、管轄労働局長を経由し、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(証明の記載)

第6 指定医療機関は、傷病労働者等から「療養補償給付たる療養の費用請求書」、「療養給付たる療養の費用請求書」に証明の記載を求められたときは、無償でこれを行うこと。

(助力)

第7 指定医療機関は、傷病労働者の病状が、看護又は移送の給付が行われる必要があると認めた場合、速やかに当該傷病労働者又はその関係者にその手続を取らせるよう必要な助力をすること。

(診療録の記載及び整理)

第 8 指定医療機関は、傷病労働者等に関する診療録を調製し、療養の給付、アフターケア又は外科後処置に関し、必要な事項を記載しこれを他の診療録と区別して整備すること。

② 前項の診療録には、前項の事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

- 1 診療に関して証明又は診断書の交付を行ったときは、当該証明又は診断書等の概要と交付年月日
- 2 初診時に既往の身体障害が認められたときはその概要

(帳簿等の保存)

第 9 指定医療機関は、療養の給付、アフターケア又は外科後処置に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存すること。ただし、診療録については、その完結の日から 5 年間とする。

(通知)

第 10 指定医療機関は、傷病労働者等が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を所轄労働基準監督署長に通知すること。

- 1 傷病労働者の所属する事業場の保険関係について、疑わしい事情が認められるとき
- 2 負傷又は疾病の原因又は発生状況について、傷病労働者又はその関係者より聴取した事項と療養給付請求書に記載されている事実との間に、重大な相違が認められるとき
- 3 負傷又は疾病が業務上又は通勤によるものと認めることに疑いのあるとき
- 4 負傷又は疾病の原因が事業主又は労働者の故意又は重大な過失によるものと認められるとき

② 指定医療機関は、傷病労働者等又はその関係者が次の各号の一に該当する場合には、その診療又は証明を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長又は健康管理手帳及び外科後処置承認決定通知書を交付した都道府県労働局長に通知すること。

- 1 療養の給付、アフターケア若しくは外科後処置を請求した者又はその関係者が詐欺その他不正な行為により、診療を受け若しくは受けようとし又は診療を受けさせ若しくは受けさせようとしたとき
- 2 療養の給付、アフターケア又は外科後処置を請求した者が、正当な事由がないにもかかわらず、診療担当医の診療に関する指示に従わないとき
- 3 不正又は不当な証明を強要したとき

第 2 章 診療の方針

(診療の一般方針)

第 11 診療担当医の診療は、第 4 及び第 12 から第 14 までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、理学療法、その他の治療は、一般に療養上必要があると認められる場合に、必要の程度において行うこと。
- 2 医学上一般に医療効果の不明又は認められない特殊な療法又は新しい療法は、これを行わないこと。

- 3 健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの以外の医薬品は、原則として施用し又は処方しないこと。ただし、傷病労働者の病状によりその必要が認められ、かつ、この効果が明らかに期待できると認められる場合には、この限りでないこと。
- 4 収容の指示は、療養上必要があると認められた場合のみ行い、収容を必要とした療養上の理由がなくなったときは、直ちに退院の指示を行うこと。
- 5 アフターケアは、アフターケア実施要領に定める範囲内で行うこと。
- 6 外科後処置は、外科後処置実施要綱に定める範囲内で行うこと。

(転医及び対診)

第 12 診療担当医は、傷病労働者等の負傷又は疾病が自己の専門外にわたるものであるとき又はその診療について疑義があるときは、他の指定医療機関に転医させ、又は他の診療担当医の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

(転医の取扱い)

第 13 診療担当医は、傷病労働者が他の医療機関に転医を希望する場合には、当該傷病労働者の診療について、次に掲げる事項を記載した文書を当該傷病労働者又はその関係者に交付し、転医後の医師又は歯科医師に提出するよう指示すること。

- 1 傷病労働者の氏名、年齢及び性別
- 2 傷病の部位及び傷病名
- 3 初診時における負傷又は疾病の状態（初診時において既往の身体障害が認められたものについては、その概要も記載すること。）及び傷病の経過の概要（手術又は検査の主要所見と病状の概要）

- ② 診療担当医は、他の医療機関から転医してきた傷病労働者等について、その病状から必要がある場合には、転医前の医療機関に対して当該傷病労働者にかかわる転医前の診療の経過に関する文書を求めるものとする。

(施術の同意)

第 14 診療担当医は、傷病労働者の負傷又は疾病が自己の診療行為を必要とする症状であるにもかかわらず、みだりに施術業者の施術を受けることに同意を与えてはならない。

第 3 章 療養の給付に関する診療費の請求

(診療費の算定方法等)

第 15 指定医療機関が、療養の給付に関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- ② 政府は、指定医療機関から療養の給付に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

(診療費の請求手続)

第 16 指定医療機関は、第 15 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険診療費請求書に診療費請求内訳書を添付して、管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 労働者の業務外の負傷又は疾病についての診療
 - 2 労災保険法第12条の2の2の規定により療養の給付の制限を行う旨所轄労働基準監督署長から通知があった後における診療
 - 3 政府が必要と認めるものを超えた診療
- ② 前項本文の規定にかかわらず、船内診療所にあつては、行った診療について、本邦に寄港後、遅滞なく、労働者災害補償保険診療費請求書を管轄労働局長に提出することとする。
- ③ 第1項の労働者災害補償保険診療費請求書及び診療費請求内訳書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第4章 アフターケア及び外科後処置に関する委託費の請求

(委託費の算定方法)

第17 指定医療機関が、アフターケア及び外科後処置に関し政府に請求することを得る委託費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- ② 政府は、指定医療機関からアフターケア及び外科後処置に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

(委託費の請求手続)

第18 指定医療機関は、本規程に基づいて行ったアフターケア及び外科後処置に要した費用を請求しようとするときは、第17の規定により算定した毎月分の診療費用の額を、アフターケアについては労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書にアフターケア委託費請求内訳書を、外科後処置については外科後処置委託費請求書に内訳書を添付して管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 アフターケアの健康管理手帳に記載された疾病以外の負傷又は疾病についての診療
 - 2 アフターケアの健康管理手帳に記載された疾病に係る政府が必要と認める診療を超えた診療
 - 3 外科後処置承認決定通知書に記載された処置内容以外についての診療
 - 4 外科後処置承認決定通知書に記載された処置内容に係る政府が必要と認める診療を超えた診療
- ② 前項の労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書、アフターケア委託費請求内訳書及び外科後処置委託費請求書等は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第5章 指定医療機関の取扱い

(指定期間等)

第19 則第11条の規定による指定医療機関の指定は、指定日から起算して3年を経過したときはその効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前6月より同日前3月まで

の間に指定医療機関から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。

また、医業の廃止、休止又は指定の辞退により指定医療機関としての資格の存続ができなくなったときは、指定医療機関の指定及び指定取消事務準則の別紙様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」により、指定を受けた都道府県労働局長に届け出るものとする。

(表示)

第20 指定医療機関は、則様式第1号又は第2号による標札を見やすい場所に掲げること。

(指定の取消)

第21 指定医療機関が、次の各号の一に該当する場合においては、都道府県労働局長は、その指定を取り消すことができる。

- 1 診療費用の請求に関し、不正行為があったとき
- 2 関係法令及び本規程に違反したとき
- ② 前項により指定の取消しを受けた医療機関の開設者が当該決定に不服のあるときは、決定の通知を受けた日から60日以内に指定取消しを行った都道府県労働局長に再調査を申し出ることができる。

(変更事項の届出)

第22 指定医療機関の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を指定を行った都道府県労働局長に届け出なければならない。

- 1 指定医療機関の開設者又は管理者に異動があったとき
- 2 名称又は所在地に変更があったとき
- 3 診療科目又は病床数に変更があったとき
- 4 健康保険診療報酬の算定に関する届出事項等に変更があったとき
- 5 指定申請の際に提出した医療機関施設等概要書に記載した重要事項その他都道府県労働局長が必要と認めた事項に変更があったとき

第6章 その他

(施行期日等)

第23 平成23年6月24日付け基発0624第1号による改正後の本規程は平成23年7月1日から施行する。

ただし、第5第2項及び第16については、施行日前に指定した指定医療機関を含め適用し、指定医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局の管内に労災診療被災労働者援護事業補助事業者の地方事務所が存在している間は、なお従前の例による。

指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則

（平成 7 年 7 月 25 日付け基発第 476 号）

改正 平成 15 年 3 月 28 日付け基発第 0328005 号

改正 平成 21 年 12 月 28 日付け基発 1228 第 5 号

改正 平成 23 年 6 月 24 日付け基発 0624 第 1 号

第 1 条 指定手続

第 2 条 指定手続

第 3 条 指定手続

第 4 条 指定取消手続

第 5 条 指定取消手続

第 6 条 指定又は指定取消に関する公告

第 7 条 関係書類の整備保存

第 8 条 指定選考基準

第 9 条 選考基準の特例

別紙様式第 1 号「労災保険指定医療機関指定申請書」

様式第 2 号「病院（診療所）施設等概要書」

様式第 3 号「指定医療機関台帳」

様式第 4 号「労災保険指定医療機関指定通知書」

様式第 5 号「労災保険指定医療機関非指定通知書」

様式第 6 号「労災保険指定医療機関指定取消通知書」

様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」

（指定手続）

第 1 条 労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第 11 条の規定に基づく医療機関の指定は、医療機関の開設者から申請があったもののうち指定することが適当と認めた病院又は診療所について行う。

② 前項の指定は、当該医療機関（船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）にあっては当該船舶に係る事業）の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）がこれを行う。

第 2 条 前条の規定により指定を受けることを希望する医療機関の開設者は、様式第 1 号「労災保険指定医療機関指定申請書」に、次の各号に掲げる書類を添付し、管轄労働局長に提出するものとする。

1 病院にあっては開設許可証、診療所にあっては開設許可証若しくは届書、国の開設する病院若しくは診療所にあっては承認書若しくは通知書のそれぞれの写又はそれぞれの番号及び年月日を記載した文書

- 2 様式第 2 号「病院（診療所）施設等概要書」
- 3 労災保険指定病院等登録（変更）報告書
- 4 知事届出事項に係る届出書（届出番号が記載されているもの）の写
- 5 その他労災診療費の算定に際して必要な事項

第 3 条 前条の申請書を受理した管轄労働局長は、第 8 条及び第 9 条に定める指定選考基準により、指定の適否を調査決定するとともに、速やかにその結果を様式第 4 号「労災保険指定医療機関指定通知書」又は様式第 5 号「労災保険指定医療機関非指定通知書」により申請者に通知するものとする。

（指定取消手続）

第 4 条 管轄労働局長は、労災保険指定医療機関療養担当規程（以下「担当規程」という。）第 21 の規定により指定医療機関の指定を取り消そうとするとき、又は様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を受理したときは、様式第 6 号「労災保険指定医療機関指定取消通知書」により、当該医療機関の開設者に通知を行うものとする。

第 5 条 指定医療機関の休止又は、辞退を希望する指定医療機関の開設者は、様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を管轄労働局長に提出するものとする。

（指定又は指定取消に関する公告）

第 6 条 管轄労働局長は、指定医療機関を指定したとき、指定医療機関の指定を取消したとき又は休止若しくは辞退によって指定医療機関でなくなったときは、速やかに則第 11 条第 2 項に規定する事項のほか、次の事項を公告するものとする。

- 1 指定をした場合においては、その旨及び指定年月日並びに指定期間
- 2 指定の取消し又は休止若しくは辞退によって指定医療機関でなくなった場合においては、その旨及び取消年月日

（関係書類の整備保存）

第 7 条 指定医療機関の指定に当たって提出された関係書類等は、様式第 3 号「指定医療機関台帳」に添付するとともに、常時整備するものとする。

- ② 担当規程第 22 の規定により指定医療機関の開設者から提出された変更事項の届書、実地調査書その他の関係書類は、前項の台帳に順次添付し、保存するものとする。
- ③ 医療機関の指定又は指定取消に関する帳簿及び書類は、完結の日から 2 年間保存するものとする。

（指定選考基準）

第 8 条 指定医療機関の指定に当たっては、次の各号に掲げる要件について選考するものとする。

（一般的要件）

- 1 労災保険診療に関係の深い診療科（以下「関係診療科」という。）の一又は二以上を標榜しているものであること。

（物的要件）

- 2 関係診療科に相応した医療施設及び医療器具等を具備しているものであること。
- 3 原則として患者の収容施設を具備しているものであること。
- 4 何時でも急患に応じる態勢にあるものであること。

(人的要件)

- 5 関係診療科について、臨床経験 5 年以上の責任医師が存するものであること。
- 6 労災保険に関する一応の知識を有し、その診療について積極的な協力が期待できるものであること。

(過去の実績)

- 7 過去の受診患者数等からみて相当の利用が認められるものであること。ただし、船内診療所についてはこの限りでない。
- 8 当該医療機関又は当該医療機関に従事する医師等に医事に関し過去 5 年間に於いて不正又は不祥事件等を起こした事例がないものであること。

(診療録等の整備状況に関する要件)

- 9 診療録、レントゲンフィルム、入院日誌その他診療に関する帳簿書類の記録及び保管等が適切に行われているものであること。

(アフターケア)

- 10 アフターケアの任務を含む場合は、アフターケア実施要領の 4 に定める措置を実施することが可能であること。

(外科後処置)

- 11 外科後処置の任務を含む場合は、外科後処置実施要綱の 3 に定める処置を実施することが可能であること。

(指定選考基準の特例)

第 9 条 都道府県労働局長は、管内の事業場又は労働者の住居分布状況、船舶又は船舶内での業務等の特殊性、交通事情、市街地、郡部辺地等を背景とするその他の特殊事情等により、特に指定する必要があると認めたときは、当該医療機関が前条の各号に掲げる要件の一部に該当しない場合であっても指定を行うことができるものとする。

労災保険指定医療機関指定申請書

病院(診療所)	名 称	
	所在地	(郵便番号 -)
	管理者	
	診療科	

上記の病院(診療所)を労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)として指定されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、指定されたときは「労災保険指定医療機関療養担当規程」及び「労災診療費算定基準」等の諸条項を遵守し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び同法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び外科後処置

に従事することを承諾いたします。

年 月 日

(郵便番号 -)

住 所 _____

開設者

氏 名 _____ 印

〇 〇 労 働 局 長 殿

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア、外科後処置の担当を希望しない場合は、上記[]欄の当該箇所を削除すること。

労災保険指定医療機関指定通知書

病院(診療所)	名 称	
	所在地	(郵便番号 -)
指定年月日		年 月 日
指定期間		年 月 日から 年 月 日まで
診療費の算定方法		別に定める基準によること

上記の病院(診療所)を申請に基づき、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)として指定し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び同法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び外科後処置

を担当するものとしたことを通知します。

年 月 日

開 設 者 殿

〇 〇 労 働 局 長 印

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア、外科後処置の担当を希望しない場合は、上記[]欄の当該箇所を削除すること。

労災保険指定薬局療養担当契約事項

(昭和39年2月20日付け基発第185号)

改定 昭和52年10月21日付け基発第585号

改定 昭和61年9月24日付け基発第554号

改定 平成7年3月31日付け基発第169号

改定 平成7年7月25日付け基発第477号

改定 平成23年6月24日付け基発0624第1号

(療養の給付等の担当)

- 1 労災保険指定薬局(以下「指定薬局」という。)は、労働者災害補償保険法第13条第2項第2号、第22条第2項及び第29条第1項第1号に基づく療養(補償)給付、社会復帰促進等事業に係るアフターケア及び外科後処置のうち、薬剤の支給を行うこと。

(療養の給付請求書等の処理)

- 2 指定薬局は、傷病労働者から療養の給付を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」(告示様式第5号)又は「療養給付たる療養の給付請求書」(告示様式第16号の3)(以下「療養の給付請求書」という。)によって療養の給付を受ける資格があることを確かめること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養の給付請求書を提出することができない者については、この限りでないこと。この場合においては、その事由がやんだ後、遅滞なく提出されること。

傷病労働者が、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、年金証書の確認についても同様の取扱いとすること。

傷病労働者から提出された療養の給付請求書は、その者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、その者の年金証書に記載されている給付決定を行った労働基準監督署長(以下「所轄監督署長」という。)に対し、指定薬局の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄労働局長」という。)を経由し、提出すること。

また、「労働者災害補償保険薬剤費請求書」及び「薬剤費請求内訳書」(指薬機様式1号、2号)(以下「薬剤費請求書等」という。)については、所轄労働局長に提出すること。

(療養給付等の担当方針)

- 3 指定薬局は、傷病労働者の診療を担当し医師が交付した処方箋に基づいて調剤をすること。

(所轄監督署長への通知)

- 4 指定薬局は、傷病労働者が詐欺その他不正行為により薬剤の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を所轄監督署長に通知すること。

(薬剤費の算定)

- 5 指定薬局が行う薬剤の支給に関する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成20年3月5日付け厚生労働省告示第59号)の別表第3調剤報酬算定表により算定した額とすること。

(薬剤費の請求)

- 6 指定薬局は、薬剤の支給に関する費用について、薬剤費請求書等により、毎月分につき、その翌月10日までに所轄労働局長に請求すること。

ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合には政府はそれに要した費用の全部又は一部を支払わないこと。

- (1) 業務災害又は通勤災害以外の負傷又は疾病に対して薬剤の支給を行った場合
- (2) 関係法令又は本契約事項に違反して薬剤の支給を行った場合

(アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の請求等)

- 7 アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の支給に関する費用の請求及びその様式については、それぞれ別に通達で定めることによること。

(処方箋の保存)

- 8 指定薬局は、傷病労働者に対する療養の給付に関する処方箋に、療養の給付請求書に記載されている労働保険番号又は年金証書番号及び事業場の名称を記載し、その完結の日から3年間保存すること。

(指定期間)

- 9 指定期間は、指定の日から原則として3年とする。ただし、指定期間満了の日前6月より同日前3月までの間に指定薬局から別段の申し出がないときは、その指定はその都度更新されるものとする。

(標札の啓示)

- 10 指定薬局は、労働者災害補償保険法施行規則に定める様式第3号による標札を見やすい場所に掲げること。

(指定の取消)

- 11 指定薬局が、次の各号の一に該当する場合には、所轄労働局長はその指定を取り消すことができる。

- (1) 薬剤の支給に要した費用の請求については、不正行為があったとき
- (2) 関係法令又は本契約事項に違反したとき
- (3) その他指定薬局として存続させることが不相当と認められる行為のあったとき

(変更の届出)

- 12 指定薬局の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を所轄労働局長に届け出ること。

- (1) 薬剤を廃止、休止若しくは薬局を再開したとき
- (2) 管理薬剤師に異動があったとき
- (3) 開設者の氏名又は住所が変更されたとき
- (4) 薬局の名称が変更されたとき
- (5) 支払いを受ける金融機関又は口座を変更したとき

(施行期日等)

- 13 平成23年6月24日付け基発0624第1号による改正後の本契約事項は、平成23年10月1日から実施し、施行日前に指定した指定薬局にも適用する。

ただし、施行日前に指定した指定薬局であって、外科後処置に係る薬剤の支給を行わない場合には、所轄労働局長に書面による申し出を行うことで、本契約事項を適用せずなお従前の例によることとする。

労災保険指定医療機関療養担当規程の改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1章 診療の担当 第3 <u>アフターケア及び外科後処置</u>の担当の範囲 第4 療養の給付、<u>アフターケア及び外科後処置</u>の担当方針 第4章 <u>アフターケア及び外科後処置</u>に関する<u>委託費</u>の請求 第17 <u>委託費</u>の算定方法等 第18 <u>委託費</u>の請求手続 第6章 その他 第23 <u>施行期日等</u> (任務) 第1 労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第11条の規定に基づき都道府県労働局長の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。）は、則第11条第1項の規定により、政府が行うべき療養の給付を政府に代わって行うとともに、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項第1号に基づく社会復帰促進等事業としての<u>アフターケア及び外科後処置</u>を行うものとする。 ただし、アフターケア及び外科後処置については、都道府県労	第1章 診療の担当 第3 アフターケアの担当の範囲 第4 療養の給付及びアフターケアの担当方針 第4章 アフターケアに関する<u>診療費</u>の請求 第17 <u>診療費</u>の算定方法等 第18 <u>診療費</u>の請求手続 (任務) 第1 労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第11条の規定に基づき都道府県労働局長の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。）は、則第11条第1項の規定により、政府が行うべき療養の給付を政府に代わって行うとともに、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項第1号に基づく社会復帰促進等事業としての<u>アフターケア</u>（以下「アフターケア」という。）を行うものとする。

働局長からこれらの任務を含む指定を受けた指定医療機関に限る。

- ② 指定医療機関は、法の規定によるほか、この規程の定めるところにより、療養の給付を受けることができる者（以下「傷病労働者」という。）の負傷又は疾病についての療養の給付、アフターケア及び外科後処置を担当する。
- ③ 指定医療機関は、当該指定医療機関において療養の給付、アフターケア及び外科後処置に従事する医師若しくは歯科医師（以下「診療担当医」という。）又は調剤に従事する薬剤師をして前2項の規定を遵守させるものとする。

（アフターケア及び外科後処置の担当の範囲）

第3 指定医療機関が担当するアフターケアの範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

② 指定医療機関が担当する外科後処置の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察

- ② 指定医療機関は、法の規定によるほか、この規程の定めるところにより、療養の給付を受けることができる者（以下「傷病労働者」という。）の負傷又は疾病についての療養の給付及びアフターケアを担当する。
- ③ 指定医療機関は、当該指定医療機関において療養の給付及びアフターケアに従事する医師若しくは歯科医師（以下「診療担当医」という。）又は調剤に従事する薬剤師をして前2項の規定を遵守させるものとする。

（アフターケアの担当の範囲）

第3 指定医療機関が担当するアフターケアの範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 薬剤又は治療材料の支給

3 処置、手術その他の治療

4 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

5 筋電電動義手の装着訓練等

(療養の給付、アフターケア及び外科後処置の担当方針)

第4 指定医療機関及び診療担当医は、次に掲げる方針により療養の給付、アフターケア及び外科後処置を行うものとする。

1 診療は、一般に医師又は歯科医師として療養、アフターケア及び外科後処置の必要があると認められる負傷又は疾病に対して行い、的確な診断をもとし、傷病労働者、アフターケア及び外科後処置の対象者（以下「傷病労働者等」という。）の労働能力の保全又は回復上最も妥当適切に行うこと。

2 診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養、アフターケア及び外科後処置上必要な事項は理解し易いように指導すること。

3 (略)

(受給資格の確認等)

第5 指定医療機関は、傷病労働者等から療養の給付、アフターケア又は外科後処置を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養補償給付たる療養の給付請求書」又は「療養給付たる療養の給付請求書」（以下「療養給付請求書」という。）によ

(療養の給付及びアフターケアの担当方針)

第4 指定医療機関及び診療担当医は、次に掲げる方針により療養の給付及びアフターケアを行うものとする。

1 診療は、一般に医師又は歯科医師として療養及びアフターケアの必要があると認められる負傷又は疾病に対して行い、的確な診断をもとし、傷病労働者及びアフターケアの対象者（以下「傷病労働者等」という。）の労働能力の保全又は回復上最も妥当適切に行うこと。

2 診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養及びアフターケア上必要な事項は理解し易いように指導すること。

3 (略)

(受給資格の確認等)

第5 指定医療機関は、傷病労働者等から療養の給付又はアフターケアを受けることを求められたときは、その者の提出する「療養補償給付たる療養の給付請求書」又は「療養給付たる療養の給付請求書」（以下「療養給付請求書」という。）によって療養の給

って療養の給付を受ける資格があるか、健康管理手帳によってアフターケアを受ける資格があるか、又は外科後処置承認決定通知書によって外科後処置を受ける資格があることを確認した後診察すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養給付請求書、健康管理手帳又は外科後処置承認決定通知書を提出することができない者であって、療養の給付、アフターケア又は外科後処置を受ける資格があることが明らかな者については、この限りでない。この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく、療養給付請求書、健康管理手帳又は外科後処置承認決定通知書を提出させること。

- ② 傷病労働者から提出された前項の療養給付請求書は、当該療養給付請求書に当該医療機関の名称を記入の上、遅滞なく、傷病労働者の所属する事業場（傷病労働者が船員法第1条に規定する船員の場合にあつては当該船員が所属する船員を使用して行う事業。以下同じ。）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に対し、当該医療機関（船内診療所にあつては当該船舶に係る事業。）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）を経由し、提出しなければならない。

③（略）

付を受ける資格があるか、若しくは、健康管理手帳によってアフターケアを受ける資格があることを確認した後診察すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養給付請求書又は健康管理手帳を提出することができない者であって、療養の給付又はアフターケアを受ける資格があることが明らかな者については、この限りでない。この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく、療養給付請求書又は健康管理手帳を提出させること。

- ② 傷病労働者から提出された前項の療養給付請求書は、当該療養給付請求書に当該医療機関の名称を記入の上、遅滞なく、傷病労働者の所属する事業場（傷病労働者が船員法第1条に規定する船員の場合にあつては当該船員が所属する船員を使用して行う事業。以下同じ。）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に対し、当該医療機関（船内診療所にあつては当該船舶に係る事業。）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）を経由し、提出しなければならない。

ただし、労災診療被災労働者援護事業補助事業者（以下「補助事業者」という。）と契約している指定医療機関（以下「契約医療機関」という。）においては、補助事業者を経由し、所轄労働基準監督署長に提出することとする。

③（略）

(診療録の記載及び整理)

第8 指定医療機関は、傷病労働者等に関する診療録を調製し、療養の給付、アフターケア又は外科後処置に関し、必要な事項を記載しこれを他の診療録と区別して整備すること。

② (略)

(帳簿等の保存)

第9 指定医療機関は、療養の給付、アフターケア又は外科後処置に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存すること。ただし、診療録については、その完結の日から5年間とする。

(通知)

第10 (略)

② 指定医療機関は、傷病労働者等又はその関係者が次の各号の一に該当する場合には、その診療又は証明を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長又は健康管理手帳若しくは外科後処置承認決定通知書を交付した都道府県労働局長に通知すること。

1 療養の給付、アフターケア若しくは外科後処置を請求した者又はその関係者が詐欺その他不正な行為により、診療を受け若しくは受けようとし又は診療を受けさせ若しくは受けさせようとしたとき

2 療養の給付、アフターケア又は外科後処置を請求した者が、

(診療録の記載及び整理)

第8 指定医療機関は、傷病労働者等に関する診療録を調製し、療養の給付又はアフターケアに関し、必要な事項を記載しこれを他の診療録と区別して整備すること。

② (略)

(帳簿等の保存)

第9 指定医療機関は、療養の給付又はアフターケアに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存すること。ただし、診療録については、その完結の日から5年間とする。

(通知)

第10 (略)

② 指定医療機関は、傷病労働者等又はその関係者が次の各号の一に該当する場合には、その診療又は証明を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長又は健康管理手帳を交付した都道府県労働局長に通知すること。

1 療養の給付若しくはアフターケアを請求した者又はその関係者が詐欺その他不正な行為により、診療を受け若しくは受けようとし又は診療を受けさせ若しくは受けさせようとしたとき

2 療養の給付又はアフターケアを請求した者が、正当な理由がないにもかかわらず、診療担当医の診療に関する指示に従わな

正当な事由がないにもかかわらず、診療担当医の診療に関する指示に従わないとき

3（略）

（診療の一般方針）

第 11 診療担当医の診療は、第 4 及び第 12～第 14 までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

1～5（略）

6 外科後処置は、外科後処置実施要綱に定める範囲内で行うこと。

（診療費の請求手続）

第 16 指定医療機関は、第 15 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険診療費請求書に診療費請求内訳書を添付して、管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 労働者の業務外の負傷又は疾病についての診療
- 2 労災保険法第 12 条の 2 の 2 の規定により療養の給付の制限を行う旨所轄労働基準監督署長から通知があった後における診療
- 3 政府が必要と認めるものを超えた診療

いとき

3（略）

（診療の一般方針）

第 11 診療担当医の診療は、第 4 及び第 12～第 14 までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

1～5（略）

（診療費の請求手続）

第 16 指定医療機関は、第 15 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険診療費請求書に診療費請求内訳書を添付して、管轄労働局長に提出すること。

なお、契約医療機関においては、補助事業者を経由し、管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 労働者の業務外の負傷又は疾病についての診療
- 2 労災保険法第 12 条の 2 の 2 の規定により療養の給付の制限を行う旨所轄労働基準監督署長から通知があった後における診療

3 政府が必要と認めるものを超えた診療

第4章 アフターケア及び外科後処置に関する委託費の請求 (委託費の算定方法)

第17 指定医療機関が、アフターケア及び外科後処置に関し政府に請求することを得る委託費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- ② 政府は、指定医療機関からアフターケア及び外科後処置に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

(委託費の請求手続)

第18 指定医療機関は、本規程に基づいて行ったアフターケア及び外科後処置に要した費用を請求しようとするときは、第17の規定により算定した毎月分の診療費用の額を、アフターケアについては労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書にアフターケア委託費請求内訳書を、外科後処置については外科後処置委託費請求書に内訳書を添付して管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 アフターケアの健康管理手帳に記載された疾病以外の負傷又は疾病についての診療

第4章 アフターケアに関する診療費の請求 (診療費の算定方法)

第17 指定医療機関が、アフターケアに関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- ② 政府は、指定医療機関からアフターケアに関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

(診療費の請求手続)

第18 指定医療機関は、本規程に基づいて行ったアフターケアに要した費用を請求しようとするときは、第17の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書にアフターケア診療費請求内訳書を添付して管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 健康管理手帳に記載された疾病以外の負傷又は疾病についての診療
- 2 健康管理手帳に記載された疾病に係る政府が必要と認める診療を超えた診療

2 アフターケアの健康管理手帳に記載された疾病に係る政府が必要と認める診療を超えた診療

3 外科後処置承認決定通知書に記載された処置内容以外についての診療

4 外科後処置承認決定通知書に記載された処置内容に係る政府が必要と認める診療を超えた診療

② 前項の労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書、アフターケア委託費請求内訳書及び外科後処置委託費請求書等は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第6章 その他

(施行期日等)

第23 平成23年6月24日付け基発0624第1号による改正後の本規程は、平成23年7月1日から施行する。

ただし、第5第2項及び第16については、施行日前に指定した指定医療機関を含め適用し、指定医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局の管内に労災診療被災労働者援護事業補助事業者の地方事務所が存在している間は、なお従前の例による。

② 前項の労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書及びアフターケア請求書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則の改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(指定選考基準) 第8条 指定医療機関の指定に当たっては、次の各号に掲げる要件について選考するものとする。 第1号～第9号 (略) <u>(アフターケア)</u> 10 <u>アフターケアの任務を含む場合は、アフターケア実施要領の4に定める措置を実施することが可能であること。</u> <u>(外科後処置)</u> 11 <u>外科後処置の任務を含む場合は、外科後処置実施要綱の3に定める処置を実施することが可能であること。</u>	(指定選考基準) 第8条 指定医療機関の指定に当たっては、次の各号に掲げる要件について選考するものとする。 第1号～第9号 (略)

(様式第1号)

様式第1号

労災保険指定医療機関指定申請書

病院(診療所)	名称	
	所在地	(郵便番号 -)
	管理者	
	診療科	

上記の病院(診療所)を労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)として指定されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、指定されたときは「労災保険指定医療機関療養担当規程」及び「労災診療費算定基準」等の諸条項を遵守し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び同法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び外科後処置

に従事することを承諾いたします。

年 月 日

(郵便番号 -)

住 所

開設者

氏 名 印

〇〇労働局長殿

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア、外科後処置の担当を希望しない場合は、上記[]欄の当該箇所を削除すること。

(様式第1号)

様式第1号

労災保険指定医療機関指定申請書

病院(診療所)	名称	
	所在地	(郵便番号 -)
	管理者	
	診療科	

上記の病院(診療所)を労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)として指定されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、指定されたときは「労災保険指定医療機関療養担当規程」及び「労災診療費算定基準」等の諸条項を遵守し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び同法第29条第1項の規定による労働福祉事業としてのアフターケア

に従事することを承諾いたします。

年 月 日

(郵便番号 -)

住 所

開設者

氏 名 印

〇〇労働局長殿

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケアの担当を希望しない場合は、上記[]欄の当該箇所を削除すること。

(様式第4号)

様式第4号

労災保険指定医療機関指定通知書

病院(診療所)	名 称	
	所在地	(郵便番号 -)
指定年月日	年 月 日	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
診療費の算定方法	別に定める基準によること	

上記の病院(診療所)を申請に基づき、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)として指定し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び同法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び外科後処置

を担当するものとしたことを通知します。

年 月 日

開 設 者 殿

〇〇労働局長 印

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア、外科後処置の担当を希望しない場合は、上記[]欄の当該箇所を削除すること。

(様式第4号)

様式第4号

労災保険指定医療機関指定通知書

病院(診療所)	名 称	
	所在地	(郵便番号 -)
指定年月日	年 月 日	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
診療費の算定方法	別に定める基準によること	

上記の病院(診療所)を申請に基づき、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の規定による病院(診療所)として指定し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び同法第29条第1項の規定による労働福祉事業としてのアフターケア

を担当するものとしたことを通知します。

年 月 日

開 設 者 殿

〇〇労働局長 印

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケアの担当を希望しない場合は、上記[]欄の当該箇所を削除すること。

労災保険指定薬局療養担当契約事項の改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(療養の給付等の担当) 1 労災保険指定薬局（以下「指定薬局」という。）は、労働者災害補償保険法第13条第2項第2号、<u>第22条第2項及び第29条第1項第1号</u>に基づく療養（補償）給付、<u>社会復帰促進等事業に係るアフターケア及び外科後処置</u>のうち、薬剤の支給を行うこと。 (療養の給付請求書等の処理) 2 指定薬局は、傷病労働者から療養の給付を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（告示様式第5号）又は「療養給付たる療養の給付請求書」（告示様式第16号の3）（以下「療養の給付請求書」という。）によって療養の給付を受ける資格があることを確かめること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって療養の給付請求書を提出することができない者については、この限りでないこと。この場合においては、その事由がやんだ後、遅滞なく提出されること。 傷病労働者が、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、年金証書の確認についても同様の取扱いとすること。 傷病労働者から提出された療養の給付請求書は、その者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、その者の年金証書に記載さ	(療養の給付等の担当) 1 労災保険指定薬局（以下「指定薬局」という。）は、労働者災害補償保険法第13条第2項第2号、<u>第21条第1号及び第23条第1項第1号</u>に基づく療養（補償）給付及び<u>労働福祉事業に係るアフターケア</u>のうち、薬剤の支給を行うこと。 (療養の給付請求書等の処理) 2 指定薬局は、傷病労働者から療養の給付を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（告示様式第5号）又は「療養給付たる療養の給付請求書」（告示様式第16号の3）（以下「療養の給付請求書」という。）によって療養の給付を受ける資格があることを確かめること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって療養の給付請求書を提出することができない者については、この限りでないこと。この場合においては、その事由がやんだ後、遅滞なく提出されること。 傷病労働者が、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、年金証書の確認についても同様の取扱いとすること。 傷病労働者から提出された療養の給付請求書は、その者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長、傷病補償年金又は傷病年金受給者である場合には、その者の年金証書に記載さ

れている給付決定を行った労働基準監督署長（以下「所轄監督署長」という。）に対し、指定薬局の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）を経由し、提出すること。

また、「労働者災害補償保険薬剤費請求書」及び「薬剤費請求内訳書」（指薬機様式 1 号、2 号）（以下、「薬剤費請求書等」という。）については、所轄労働局長に提出すること。

（薬剤費の算定）

- 5 指定薬局が行う薬剤の支給に関する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 59 号）の別表第 3 調剤報酬算定表により算定した額とすること。

（薬剤費の請求）

- 6 指定薬局は、薬剤の支給に関する費用について、薬剤費請求書等により、毎月分につき、その翌月 10 日までに所轄労働局長に請求すること。

ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合には政府はそれに要した費用の全部又は一部を支払わないこと。

- （1）業務災害又は通勤災害以外の負傷又は疾病に対して薬剤の支給を行った場合
- （2）関係法令又は本契約事項に違反して薬剤の支給を行った場合

れている給付決定を行った労働基準監督署長（以下「所轄監督署長」という。）に対し、指定薬局の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄労働基準局長」という。）を経由し、提出すること。

また、「労働者災害補償保険薬剤費請求書」及び「薬剤費請求内訳書」（指薬機様式 1 号、2 号）（以下、「薬剤費請求書等」という。）については、所轄労働基準局長に提出すること。

（薬剤費の算定）

- 5 指定薬局が行う薬剤の支給に関する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年 3 月 16 日付け厚生省告示第 54 号）の別表第 3 調剤報酬算定表により算定した額とすること。

（薬剤費の請求）

- 6 指定薬局は、薬剤の支給に関する費用について、薬剤費請求書等により、毎月分につき、その翌月 10 日までに所轄労働基準局長に請求すること。

ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合には政府はそれに要した費用の全部又は一部を支払わないこと。

- （1）業務災害又は通勤災害以外の負傷又は疾病に対して薬剤の支給を行った場合
- （2）関係法令又は本契約事項に違反して薬剤の支給を行った場合

(アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の請求等)

7 アフターケア及び外科後処置に係る薬剤費の支給に関する費用の請求及びその様式については、それぞれ別に通達で定めるところによること。

(指定の取消)

11 指定薬局が、次の各号の一に該当する場合には、所轄労働局長はその指定を取り消すことができる。

- (1) 薬剤の支給に要した費用の請求については、不正行為があったとき
- (2) 関係法令又は本契約事項に違反したとき
- (3) その他指定薬局として存続させることが不相当と認められる行為のあったとき

(変更の届出)

12 指定薬局の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を所轄労働局長に届け出ること。

- (1) 薬剤を廃止、休止若しくは薬局を再開したとき
- (2) 管理薬剤師に異動があったとき
- (3) 開設者の氏名又は住所が変更されたとき
- (4) 薬局の名称が変更されたとき
- (5) 支払いを受ける金融機関又は口座を変更したとき

(アフターケアによる薬剤費の請求等)

7 アフターケアに係る薬剤費の支給に関する費用の請求及びその様式については、別に通達で定めるところによること。

(指定の取消)

11 指定薬局が、次の各号の一に該当する場合には、所轄労働基準局長はその指定を取り消すことができる。

- (1) 薬剤の支給に要した費用の請求については、不正行為があったとき
- (2) 関係法令又は本契約事項に違反したとき
- (3) その他指定薬局として存続させることが不相当と認められる行為のあったとき

(変更の届出)

12 指定薬局の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を所轄労働基準局長に届け出ること。

- (1) 薬剤を廃止、休止若しくは薬局を再開したとき
- (2) 管理薬剤師に異動があったとき
- (3) 開設者の氏名又は住所が変更されたとき
- (4) 薬局の名称が変更されたとき
- (5) 支払いを受ける金融機関又は口座を変更したとき

(施行期日等) 13 <u>平成 23 年 6 月 24 日付け基発 0624 第 1 号による改正後の本契約事項は、平成 23 年 10 月 1 日から実施し、施行日前に都道府県労働局長が指定した指定薬局にも適用する。</u> <u>ただし、外科後処置に係る薬剤の支給を実施しない指定薬局については、所轄労働局長に書面でその旨を申し出ることとし、その場合には外科後処置に係る事項は適用せずなお従前の例による。</u>	(施行期日) 13 本契約事項は、<u>平成 7 年 7 月 1 日から実施する。</u>
--	---



基発 0 6 2 4 第 2 号
平成 2 3 年 6 月 2 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

外科後処置の実施についての一部改正について

社会復帰促進等事業としての外科後処置については、昭和 56 年 2 月 6 日付け基発第 69 号「外科後処置の実施について」により行っているところであるが、外科後処置については、労災保険指定医療機関においても実施できると認められることから、利用者の利便性の向上や、外科後処置を行う医療機関の事務負担の軽減を図るため、今般、外科後処置を実施する医療機関の指定の手續等を下記のとおり改正したので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記



1 本文を次のように改める。

- (1) 記の 3 中 (1) から (4) までを削り、「(5)」を削る。
- (2) 記の 4 中 (3) を削り、「(4)」を「(3)」に改める。
- (3) 記の 9 (3) 中「別紙 4」を「別紙」に改める。
- (4) 別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を削り、別紙 4 中「別紙 4」を「別紙」に改める。

2 要綱を次のように改める。

- (1) 3 (1) 中「ニ 病院への収容」を「ニ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、「ホ 看護」を削り、「へ」を「ホ」に改める。
- (2) 4 中「4 実施医療機関」を「4 実施医療機関等」に改める。
- (3) 4 (1) 中「都道府県労働局長が指定した医療機関」を「労働者災害補償保険法施行規則（以下「規則」という。）第 11 条第 1 項の都道府県労働局長が指定する病院又は診療所（外科後処置の任務を含む指定を受けた病院又は診療所に限る。）」に

改める。

(4) 4中(2)及び(3)を削り、(1)の次に次の(2)を加える。

(2) 薬剤の支給については、規則第11条第1項に定める薬局（外科後処置の任務を含む指定を受けた薬局に限る。以下「指定薬局」という。）において支給しても差し支えないものとする。

(5) 5(3)中「外科後処置の実施医療機関」の次に「及び指定薬局」を加え、「提出」を「提示」に改める。

(6) 5(4)中「(4)」を「(5)」に改め、「外科後処置の実施医療機関」の次に「及び指定薬局」を加え、最後に次のなお書きを加える。

なお、当該委託費請求書には、請求の内訳を明らかにするため労働者災害補償保険診療費請求書の診療費内訳書又は労働者災害補償保険薬剤費請求書の薬剤費内訳書を添付すること。

(7) 4(3)の次に次の(4)を加える。

(4) 外科後処置の実施医療機関及び指定薬局は、当該承認決定通知書によって、外科後処置を受ける資格があることを確認した上で、給付するものとする。

ただし、やむを得ない事由によって、当該承認決定通知書を提示することができない者であって、外科後処置を受ける資格があることが明らかな者については、この限りではない。

この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく当該承認決定通知書を提示させるものとする。

(8) 7(2)中「旅費は、」の次に「4(1)の実施医療機関までの」を加える。

(9) 9を次のように改める。

9 施行期日

平成23年6月24日付け基発第2号による改正後の本要綱は、平成23年7月1日から施行する。ただし、4(2)については平成23年10月1日から施行する。

(10) 10を次のように改める。

10 経過措置

施行日前に、医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長と外科後処置に係る委託契約を結ぶ医療機関については、本要綱の外科後処置を実施する実施医療機関とみなすものとする。

(11) 様式第4号(1)中「様式第4号(1)」を「様式第4号」に改め、「請求人の医療機関」の次に「薬局」を加え、様式第4号(2)を削除する。

	基 発 第 6 9 号
	昭 和 5 6 年 2 月 6 日
改 正	基 発 第 4 0 1 号
	昭 和 5 6 年 6 月 2 9 日
改 正	基 発 第 5 9 7 号
	昭 和 5 6 年 9 月 2 1 日
改 正	基 発 第 7 2 0 号
	昭 和 5 6 年 1 1 月 1 7 日
改 正	基 発 第 3 9 9 号
	昭 和 5 7 年 6 月 8 日
改 正	基 発 第 6 1 9 号
	昭 和 5 7 年 9 月 2 0 日
改 正	基 発 第 4 4 2 号
	昭 和 5 8 年 8 月 1 5 日
改 正	基 発 第 4 7 6 号
	昭 和 5 9 年 9 月 1 2 日
改 正	基 発 第 5 6 4 号
	昭 和 5 9 年 1 0 月 1 9 日
改 正	基 発 第 5 9 3 号
	昭 和 6 0 年 1 0 月 1 5 日
改 正	基 発 第 1 3 6 号
	昭 和 6 1 年 3 月 1 3 日
改 正	基 発 第 6 9 7 号
	昭 和 6 1 年 1 2 月 2 7 日
改 正	基 発 第 3 1 5 号
	昭 和 6 2 年 5 月 2 5 日
改 正	基 発 第 7 0 1 号
	昭 和 6 2 年 1 2 月 1 7 日
改 正	基 発 第 3 7 1 号
	昭 和 6 3 年 6 月 7 日
改 正	基 発 第 2 2 号
	平 成 元 年 1 月 2 6 日
改 正	基 発 第 1 2 7 号
	平 成 元 年 3 月 2 0 日
改 正	基 発 第 1 9 7 号
	平 成 元 年 4 月 1 4 日
改 正	基 発 第 6 1 6 号
	平 成 元 年 1 1 月 2 7 日
改 正	基 発 第 2 2 4 号
	平 成 2 年 4 月 1 7 日
改 正	基 発 第 7 1 2 号
	平 成 2 年 1 1 月 3 0 日
改 正	基 発 第 6 4 2 号
	平 成 3 年 1 1 月 8 日
改 正	基 発 第 3 0 5 号
	平 成 4 年 5 月 2 2 日
改 正	基 発 第 6 0 2 号
	平 成 4 年 1 1 月 9 日
改 正	基 発 第 3 8 号
	平 成 6 年 1 月 1 9 日
改 正	基 発 第 6 8 2 号
	平 成 6 年 1 1 月 2 5 日

改正 基 発 第 7 4 3 号
 平成 7 年 1 2 月 2 8 日
 改正 基 発 第 3 1 2 号
 平成 8 年 5 月 1 1 日
 改正 基 発 第 2 1 6 号
 平成 9 年 3 月 3 1 日
 改正 基 発 第 2 9 6 号
 平成 9 年 4 月 7 日
 改正 基 発 第 2 2 4 号
 平成 1 0 年 4 月 9 日
 改正 基 発 第 7 1 2 号
 平成 1 0 年 1 2 月 2 8 日
 改正 基 発 第 6 1 0 号
 平成 1 1 年 1 0 月 2 0 日
 改正 基 発 第 1 7 2 号
 平成 1 2 年 3 月 2 7 日
 改正 基 発 第 3 2 7 号
 平成 1 2 年 4 月 2 4 日
 改正 基 発 第 7 6 1 号
 平成 1 2 年 1 2 月 2 1 日
 改正 基 発 第 6 5 0 号
 平成 1 3 年 7 月 1 7 日
 改正 基 発 第 0 6 0 3 0 0 1 号
 平成 1 4 年 6 月 3 日
 改正 基 発 第 0 3 2 7 0 0 2 号
 平成 1 5 年 3 月 2 7 日
 改正 基 発 第 0 5 3 0 0 0 1 号
 平成 1 5 年 5 月 3 0 日
 改正 基 発 第 0 1 0 7 0 0 4 号
 平成 1 7 年 1 月 7 日
 改正 基 発 第 0 6 0 1 0 0 1 号
 平成 1 8 年 6 月 1 日
 改正 基 発 第 0 2 0 6 0 0 1 号
 平成 1 9 年 2 月 6 日
 改正 基 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号
 平成 2 0 年 3 月 3 1 日
 改正 基 発 1 2 2 7 第 1 号
 平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日
 改正 基 発 0 6 2 4 第 2 号
 平成 2 3 年 6 月 2 4 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

外科後処置の実施について

労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号。以下「労災保険法」という。）

第29条第1項の社会復帰促進等事業として行う外科後処置については、労働福祉事業実施要綱（昭和25年10月24日付け基発第950号。）等により実施してきたところであるが、今般、同要綱を別添のとおり定めたので、下記事項に留意のうえ、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 対象者について

- (1) 労災保険法による障害補償給付又は障害給付（以下「障害（補償）給付」という。）の支給決定を受けた者とは、業務上の事由又は通勤による傷病について治癒認定を受け、当該障害について障害（補償）給付の支給決定を受けた者をいうものである。

しかしながら、当該障害に係る障害（補償）給付受給後、同一傷病が再発したため療養の給付を受けるようになり、療養の給付を受給している者については、過去に障害（補償）給付の支給決定を受けているものであっても、障害（補償）給付の支給決定を受けた者には該当しないものであるが、再発に係る傷病が治癒した後、当該傷病について新たに障害（補償）給付の支給決定を受けた者については、障害（補償）給付の支給決定を受けた者に該当するものであること。

- (2) 外科後処置を受けようとする者が、労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者であるか否かの判断については、必要に応じ、地方労災医員、診査表を作成した医師等の意見を聴取する等の措置を講ずること。
- (3) 時効により障害（補償）給付の支給を受けることができない者又は第三者行為災害の場合において、同一の事由について損害賠償を受けたために障害（補償）給付を受けることができない者については、障害（補償）給付の支給決定を受けた者として取り扱って差し支えないこと。

2 範囲について

- (1) 外科後処置は、その効果が期待できる限り、回数に制限なく承認して差し支えないこと。
- (2) 理学療法とは、光線療法、放射線療法、温熱療法、水治療法、超短波又は短波療法、マッサージ療法等をいうものであること。
- (3) 治癒後の手指の機能再建化手術については、昭和55年3月1日付け基発第97号により再発に準じて取り扱うこととしたので、外科後処置としては取り扱わないこと。
- (4) 整形外科的診療、外科的診療及び理学療法以外の処置を特に必要と認めるときは、速やかに外科後処置申請書の写し、診査表の写し、その他の参考資料を本省（補償課）あて送付し、その指示を受けること。

3 実施医療機関について

外科後処置を受けるべき医療機関については、原則として外科後処置を受ける者の居住地から直近の実施医療機関とすべきであるが、当該外科後処置につき直近に適切な医療機関がない場合等考慮すべき理由がある場合には、必ずしも直近の医療機関でなくとも差し支えないこと。

4 手続について

- (1) 事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）は、外科後処置申請書を受理したときは、当該申請書の記載事項を労働基準行政システム・労災保険管理システム内の情報等と照合のうえ、当該申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）に進達すること。
- (2) 所轄局長は、外科後処置の承認を行う場合は、申請者の希望する医療機関について受療できる期日を確認したうえで、承認決定通知書を申請者に交付すること。
- (3) 所轄局長は、外科後処置の承認を行ったときは、社会復帰促進等事業原票の外科後処置の欄に承認番号、承認年月日、承認決定通知書発行局名及び病院名を記入すること。また、実施医療機関からの費用の請求があったときは、初診年月日又は治ゆ年月日を記入すること。

5 制度の有効活用について

所轄局長及び所轄署長は、外科後処置の対象となると思われる者については、当該制度の内容、手続等につき周知を図ること。

6 費用について

労災診療費算定基準に定める初診時ブラッシング料は、外科後処置においては認められないものであること。

7 支出項目について

外科後処置に要する費用は、（項）社会復帰促進等事業費（目）社会復帰促進等委託費から支出すること。

8 旅費の支給の範囲について

- (1) 支給する旅費の額は、旅費の支給を申請した者が現によった経路及び方法のいかんにかかわらず、当該申請者の旅行区間における最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に要する額とすること。
- (2) 旅費の支給を申請した者が運賃の割引きを受けることができる場合における運賃の額は、割引き後の額とすること。
- (3) 定期バスがある場合の車賃の額は、その実費額を支給すること。
- (4) 旅費の支給について、要綱の規定により難い事情がある場合には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び同法の運用の方針に準じ、最も経済的と認められる経路及び方法により旅行した場合における旅費を支

給して差し支えないこと。

9 旅費の支給手続等について

- (1) 所轄署長は、旅費支給申請書を受理したときは、申請書記載事項を労働基準行政システム・労災保険管理システム内の情報等と照合し、所轄局長へ進達すること。
- (2) 外科後処置のための入院が1か月以上にわたる場合の旅費の支給申請は、随時分割して差し支えないこと。
- (3) 旅行前に旅費の支給を希望する労働者については、当該労働者の経済的事由により精算払いでは旅行することが困難であると認められる場合に限り、前払いして差し支えないこと。

この場合、旅費に関する事実証明書（別紙に準ずること。以下「事実証明書」という。）を当該労働者に交付することとし、旅費支給申請書の旅行期間経過後は、当該労働者に旅費精算申請書（旅費支給申請書の標題を旅費精算申請書と改め使用すること。）に事実証明書を添付させ、精算を行わせること。

- (4) 旅費の前払いを受けた者が相当期間経過するも旅行せず、又は旅行しないことが確実となったときは、支給済の旅費を返納させること。
- (5) 外科後処置を承認する場合であって、旅費の支給を要すると見込まれる場合には、当該承認決定通知書等を交付する際に旅費支給申請書を交付し、その申請手続等について指導すること。

10 支出項目について

旅費に要する費用は、（項）社会復帰促進等事業費（目）社会復帰促進等旅費から支出すること。

11 社会復帰促進等事業原票関係について

社会復帰促進等事業原票（以下「原票」という。）に新たな事項を記入するための空欄のないときは、新たに原票を作成し、これを既存の原票と一括して保管すること。

別添

外科後処置実施要綱

1 趣旨

業務災害又は通勤災害による傷病が治癒したものにおいては、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第1項の社会復帰促進等事業として外科後処置を行うものとする。

2 対象者

外科後処置は、労災保険法による障害補償給付（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律130号）第3条の規定による改正前の労災保険法の規定による障害補償費及び障害給付を含む。）又は障害給付（以下「障害（補償）給付」という。）の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害（補償）給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのあるものに対して行うものとする。

3 範囲

（1）外科後処置の範囲は、原則として整形外科的診療、外科的診療及び理学療法とし、その処置に必要な医療の給付は、次のとおりとする。

イ 診察

ロ 薬剤又は治療材料の支給

ハ 処置、手術その他の治療

ニ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

ホ 筋電電動義手の装着訓練等

（2）事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は、外科後処置を受けようとする者が労働能力を回復するため特に必要があると認めるときは、厚生労働省労働基準局長の指示を受けて、前記以外の処置による医療の給付を承認することができる。

4 実施医療機関等

（1）外科後処置に必要な医療の給付は、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労働者災害補償保険法施行規

則（以下「規則」という。）第11条第1項の都道府県労働局長が指定する病院又は診療所（外科後処置の任務を含む指定を受けた病院又は診療所に限る。）において行うものとする。

- (2) 薬剤の支給については、規則第11条第1項に定める薬局（外科後処置の任務を含む指定を受けた薬局に限る。以下「指定薬局」という。）において支給しても差し支えないものとする。

5 手続

- (1) 外科後処置を受けようとする者は、外科後処置申請書（様式第1号）に診査表（様式第2号）を添付して、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄局長に申請するものとする。
- (2) 所轄局長は、(1)の申請を受けた場合には、対象者等の要件を満たしているか否かを判断の上、承認・不承認の決定（以下「承認決定等」という。）を行い、その旨を「外科後処置承認決定通知書」（様式第3号（1））又は「外科後処置不承認決定通知書」（様式第3号（2））により通知するものとする。

また、承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政手続法（平成5年法律第88号）の適用がある。

このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うこととする。

イ 外科後処置の承認決定等は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。

ロ 外科後処置の承認決定等に関する審査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。

ハ 承認決定等を行う際は、その相手方に対し、「外科後処置承認決定通知書」（様式第3号（1））又は「外科後処置不承認決定通知書」（様式第3号（2））をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可能であることに留意すること。

ニ 外科後処置の申請を不承認とする場合には、「外科後処置不承認決定通知書」（様式第3号（2））に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

- (3) (2)の承認の決定を受けた者が、外科後処置を受けようとするときは、当該承認決定通知書を外科後処置の実施医療機関及び指定薬局に提示するものとする。

- (4) 外科後処置の実施医療機関及び指定薬局は、当該承認決定通知書に

よって、外科後処置を受ける資格があることを確認した上で、給付するものとする。

ただし、やむを得ない事由によって、当該承認決定通知書を提示することができない者であつて、外科後処置を受ける資格があることが明らかな者については、この限りではない。

この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく当該承認決定通知書を提示させるものとする。

- (5) 外科後処置の実施医療機関及び指定薬局は、外科後処置に要した費用を請求しようとするときは、外科後処置委託費請求書（様式第4号）により、外科後処置の承認に係る都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官あて請求するものとする。

なお、当該委託費請求書には、請求の内訳を明らかにするため労働者災害補償保険診療費請求書の診療費内訳書又は労働者災害補償保険薬剤費請求書の内訳書を添付すること。

6 費用の算出方法

外科後処置に要する費用の額は、原則として、労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定方法の例により算定した額とする。

ただし、上記3のへに要する費用の額は、「義肢等補装具の支給について」（平成18年6月1日付け基発第0601001号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」の13の（3）により算定した額とする。

7 旅費の支給

(1) 対象者

旅費は、外科後処置を受けるため旅行する者に支給する。

(2) 範囲

旅費は、4（1）の実施医療機関までの最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、次のとおりとする。

イ 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする

ロ 鉄道賃及び船賃については、普通旅客運賃を支給する。また、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものについては急行料金を支給し、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものについては特別急行料金を支給する。

ハ 車賃は、1キロメートルにつき、37円とする。

ニ 日当は、外科後処置を受けるため病院に入院した期間について支給するものとし、その額は、1日につき850円とする。

ホ 宿泊料は、地理的事情等により宿泊の必要が認められる場合に限
り、1夜につき8,700円の範囲内におけるその実費費（飲酒、遊
興費、その他これらに類する費用を除く。）とする。

(3) 手続

旅費の支給を受けようとする者は、旅費支給申請書（様式第5号
（1））により、外科後処置の承認をした所轄局長に提出するものとす
る。

所轄局長は、当該申請を受けた場合には、対象者等の要件を満たし
ているか否かを判断の上、承認決定等を行い、その旨を「外科後処置
旅費支給承認・不承認決定通知書」（様式第5号（2））により通知する
ものとする。

なお、承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件
訴訟法等の適用に関しては、5の（2）と同様に取り扱うこととする。

8 社会復帰促進等事業原票

所轄局長は、被災労働者毎に外科後処置の実施状況を明らかにするた
め社会復帰促進等事業原票（様式第6号）を作成するものとする。

9 施行期日

平成23年6月24日付け基発第2号による改正後の本要綱は、平成
23年7月1日から施行する。ただし、4（2）については、平成23
年10月1日から施行する。

10 経過措置

施行日前に、医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長と外科後
処置に係る委託契約を結ぶ医療機関については、本要綱の外科後処置を
実施する実施医療機関とみなすものとする。

外科後処置の実施についての改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
外科後処置の実施について 本文（略） 記 1から2（略） 3 実施医療機関について （1）（削除）	外科後処置の実施について 本文（略） 記 1から2（略） 3 実施医療機関について （1）次の要件を満たすもののうちから、外科後処置を受けようとする者の利用の便、地理的事情、過去における年間受診者数等を考慮して、外科後処置実施医療機関を指定すること。 イ 整形外科を有する医療法の規定による認可を受けた病院で、専任医師が2人以上常勤していること。 ロ 理学療法設備を有し、理学療法士が常勤していること。 ハ 病院の規模は、原則として診療科目及び医療設備等労災病院と同程度又はそれ以上のものであること。 ニ 診療報酬については労災診療算定基準により算定するものであること。 ただし、外科後処置実施医療機関として指定を受けようとする医療機関が、労災診療費算定基準により委託契約をしがたい場合は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定

(2) (削除) (3) (削除) (4) (削除) 外科後処置を受けるべき医療機関については、原則として外科後処置を受ける者の居住地から直近の実施医療機関とすべきであるが、当該外科後処置につき直近に適当な医療機関がない場合等考慮すべき理由がある場合には、必ずしも直近の医療機関でなくとも差し支えないこと。 4 手続について (1) から (2) (略) (3) (削除) (3) 所轄局長は、外科後処置の承認を行ったときは、社会復帰促進等事業原票の外科後処置の欄に承認番号、承認年月日、承認決定通知書発行局名及び病院名を記入すること。また、実施医療機関からの費用の請求があったときは、初診年月日又は治癒年月日を記入すること。	<u>方法の例により算定するものであること。</u> <u>(2) 外科後処置実施医療機関の指定は医療機関からの外科後処置委託申請書に基づいて行うこと。申請書は、別紙1に準じて作成するよう医療機関を指導すること。</u> <u>(3) 外科後処置に関する委託契約の締結に当たっては、別紙2契約書例を参考とすること。</u> <u>(4) 外科後処置実施医療機関を指定したときは、医療機関名、所在地、郵便番号、電話番号、最寄駅及び診療科目を本省(補償課)あて報告すること。</u> <u>(5) 外科後処置を受けるべき医療機関については、原則として外科後処置を受ける者の居住地から直近の実施医療機関とすべきであるが、当該外科後処置につき直近に適当な医療機関がない場合等考慮すべき理由がある場合には、必ずしも直近の医療機関でなくとも差し支えないこと。</u> 4 手続について (1) から (2) (略) <u>(3) 外科後処置診療費内訳書の記入要領については別紙3によること。</u> <u>(4) 所轄局長は、外科後処置の承認を行ったときは、社会復帰促進等事業原票の外科後処置の欄に承認番号、承認年月日、承認決定通知書発行局名及び病院名を記入すること。また、実施医療機関からの費用の請求があったときは、初診年月日又は治癒年月日を記入すること。</u>
---	--

5から8（略）

9 旅費の支給手続等について

（1）から（2）（略）

（3）旅行前に旅費の支給を希望する労働者については、当該労働者の経済的事由により精算払いでは旅行することが困難であると認められる場合に限り、前払いして差し支えないこと。

この場合、旅費に関する事実証明書（別紙に準ずること。以下「事実証明書」という。）を当該労働者に交付することとし、旅費支給申請書の旅行期間経過後は、当該労働者に旅費精算申請書（旅費支給申請書の標題を旅費精算申請書と改め使用すること。）に事実証明書を添付させ、精算を行わせること。

（4）から（5）（略）

10から11（略）

5から8（略）

9 旅費の支給手続等について

（1）から（2）（略）

（3）旅行前に旅費の支給を希望する労働者については、当該労働者の経済的事由により精算払いでは旅行することが困難であると認められる場合に限り、前払いして差し支えないこと。

この場合、旅費に関する事実証明書（別紙4に準ずること。以下「事実証明書」という。）を当該労働者に交付することとし、旅費支給申請書の旅行期間経過後は、当該労働者に旅費精算申請書（旅費支給申請書の標題を旅費精算申請書と改め使用すること。）に事実証明書を添付させ、精算を行わせること。

（4）から（5）（略）

10から11（略）

別紙 1 (削除)

別紙1

外科後処置委託申請書(例)

労働者災害補償保険

外科後処置委託申請書

名 称	
所 在 地	
診 療 科 目	
病 院 長 名	

上記病院を労働者災害補償保険法第29条第1項の規定に基づく外科後処置実施要綱による外科後処置を行う病院として指定されたく関係書類を添付の上申請します。

年 月 日

病院の開設者(その委任を受けた者)
の住所及び職氏名

印

労働局長 殿

別紙2（削除）

別紙2

外科後処置委託契約書（例）

契 約 書

労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業に関して、〇〇労働局長（以下「甲」という。）と病院長（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約する。

第1条 甲は、乙に対して頭部の社会復帰促進等事業に関し、外科後処置を実施することを委託する。

第2条 乙は、都道府県労働局長の発行する外科後処置承認決定通知書（以下「承認決定通知書」という。）を提示した労働者に対して前条に対して定める診療等を実施するものとする。

第3条 甲は、乙が第1条に定める診療等を実施したときは、その費用を次により支払うものとする。

外科後処置については、昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準について」に準じて算出した金額

ただし、労災診療費算定基準により契約しがたい場合は、健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じて算出した金額

第4条 乙は、前条に定める費用については、甲に当月分を翌月15日までに請求するものとする。

ただし、乙の所在地が承認決定通知書を発行した都道府県労働局の管轄外である場合は、乙は、承認決定通知書を発行した都道府県労働局長に請求書を提出するものとする。

第5条 甲は、前条の請求書の提出を受けたときは、遅滞なく乙にその費用を支払うものとする。

なお、前条ただし書の場合は、乙は、同条ただし書の承認決定通知書を発行した都道府県労働局長に請求して、当該都道府県労働局長がその費用を支払うものとする。

第6条 この契約の実施について必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める外科後処置実施要綱によるものとする。

第7条 甲は、必要に応じ乙の実施する委託診療等について監査を行い、又は報告を求めることができる。

第8条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第9条 この契約の当事者は、2カ月前までに予告をすればいつでもこれを解約することができる。

第10条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、有効期間満了の2カ月前までに双方からなんらの意思表示をしない場合には、この契約の効力を更に1年間自動的に更新し、以後も同様とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方署名押印の上各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 〇〇労働局長

印

乙

印

別紙3（削除）

別紙3 外科後処置診療費内訳書の記入要領

- 1 「所轄労働局名」欄は、外科後処置について承認を行った都道府県労働局名を記入させること。
- 2 「承認書番号」欄は、外科後処置承認決定通知書の承認番号を記入させること。
- 3 「傷病名及び傷病の部位」欄は、傷病名及び当該診療を施した部位を記入させ、その詳細については、裏面の「人体図」等に明記させること。
- 4 「診療期間」欄は、当該診療費の計算の基礎となった療養期間を記入させること。
- 5 「診療日数」欄は、当該診療期間内に実際に診療を行った日数を記入させること。
この場合、1日に2回以上の診療（再診）を行っても1日として計算させること。
- 6 「摘要」欄へ内訳を記載するに当たっては、診療内容欄の診療行為区分ごとに番号を付しているため、当該番号を摘要欄の点線内左側に記入させ、たうえ内訳を記入し、診療行為区分との対応関係が明らかになるように記入させること。
- 7 内訳を記載するにあたって、摘要欄に書ききれずに符箋を付ける必要がある場合には、摘要欄の右端の余白に符箋をはりつけるとともに、摘要欄の幅に折り返しておくよう指導すること。
- 8 診療行為のうち、労災診療費の算定方法が定額で定められているものについては「金額」欄に、点数で定められているものについては「点数」欄に、それぞれの診療行為ごとの合計金額又は合計点数を記入させること。
- 9 「初診」欄は、初診料の金額を記入させるとともに、初診時において時間外、休日及び深夜加算を算定し得る場合には、その合計点数を記入させること。
- 10 「投薬」欄は、内服薬及び浸煎薬を投与した場合は内服の項に、屯服薬を投与した場合は屯服の項に、外用薬を投与した場合は外用の項に単位数及びそれぞれの薬剤の総点数を記入させるとともに、その内訳を摘要欄に記入させること。
- 11 「注射」欄は、皮下筋肉内に注射を行った場合は皮下筋肉内、静脈内に注射を行った場合は静脈内の項に、その他の注射を行った場合はその他の項に注射の種類、回数、点数を記入させるとともに、その内訳を摘要欄に記入させること。
- 12 「処置及び手術・麻酔」欄は、処置及び手術名、回数、点数を記入させること。処置及び手術に当たって麻酔を行った場合は、麻酔の種類、回数、点数を記入させること。
個々の処置、手術又は麻酔について、それぞれ使用した薬剤の点数を薬剤の項の点数欄に記入させ、使用した薬剤名、規格、単位及び使用量のすべてを個々の処置、手術、麻酔別に摘要欄に記入させること。手術等において特定保険医療材料を使用した場合は、薬剤の項及びこれに対応する摘要欄に使用材料の名称及び点数を記入させること。
また、輸血を行った場合は、「手術・麻酔」欄に輸血名、回数、点数を記入させること。
- 13 「検査」欄は、検査の種類ごとに検査名、回数及び点数を記入させること。また、検査にあたって薬剤を使用した場合は、検査の薬剤の欄にその薬剤名、規格、単位、使用量及び点数を記入させること。
- 14 「画像診断」欄は、写真診断のみの場合は診断の種類、回数及び点数を、撮影と診断と併せて行った場合は、その部位、種類（撮影方法）、使用フィルムの大きさと枚数、回数及び点数を記入させること。
なお、造影剤を使用した場合は、その造影剤名、使用量等を摘要欄に記入させること。
また、コンピューター断層撮影を行った場合は、上記に準じて記入させること。
- 15 「その他」の欄は、リハビリテーション等を行った場合に記入させるとともに、摘要欄に各診療行為、点数等を具体的に記入させること。
- 16 「入院」欄は、「病」（病院）、「診」（診療所）のいずれかの文字を○で囲み、病衣貸与をし

別紙

旅費に関する事実証明書(例)

事 実 証 明 書			
申請者	が当		において 年 月
日より	年 月	日まで外科後処置を行ったことを証明します。	
年 月 日			
所在地(〒)			
TEL () 局			
医療機関又は施設名			
代 表 者 氏 名 (印)			

(注) この証明書は、申請者のやむを得ない事情により旅費を前払いする場合に、当該申請者に交付すること。

ている場合は「衣」の文字を○で囲むこと。「入院基本料加算」については、入院基本料に係る1日あたり所定点数、日数及び合計点数を記入させること。「特定入院料・その他」の欄については、算定した特定入院料の種別を記入し、それぞれの日数及び合計点数を記入させること。

17 「食事」欄は、「基準」については、算定した項目について記入させ、食事療養に係る1回あたり所定金額及び回数を記入させること。

別紙4

旅費に関する事実証明書(例)

事 実 証 明 書	
申請者	が当 において 年 月
日より	年 月 日まで外科後処置を行ったことを証明します。
年 月 日	
所在地(〒)	
TEL () 局	
医療機関又は施設名	
代 表 者 氏 名 (印)	

(注) この証明書は、申請者のやむを得ない事情により旅費を前払いする場合に、当該申請者に交付すること。

別添

外科後処置実施要綱

1 から 2 (略)

3 範囲

(1) 外科後処置の範囲は、原則として整形外科的診療、外科的診療及び理学療法とし、その処置に必要な医療の給付は、次のとおりとする。

イ 診察

ロ 薬剤又は治療材料の支給

ハ 処置、手術その他の治療

ニ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

ホ 筋電電動義手の装着訓練等

(2) (略)

4 実施医療機関等

(1) 外科後処置に必要な医療の給付は、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労働者災害補償保険法施行規則（以下「規則」という。）第11条第1項の都道府県労働局長が指定する病院又は診療所（外科後処置の任務を含む指定を受けた病院又は診療所に限る。）において行うも

別添

外科後処置実施要綱

1 から 2 (略)

3 範囲

(1) 外科後処置の範囲は、原則として整形外科的診療、外科的診療及び理学療法とし、その処置に必要な医療の給付は、次のとおりとする。

イ 診察

ロ 薬剤又は治療材料の支給

ハ 処置、手術その他の治療

ニ 病院への収容

ホ 看護

ヘ 筋電電動義手の装着訓練等

(2) (略)

4 実施医療機関

(1) 外科後処置に必要な医療の給付は、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び都道府県労働局長が指定した医療機関において行うものとする。

のとする。

(2) (削除)

(3) (削除)

(2) 薬剤の支給については、規則第11条第1項に定める薬局(外科後処置の任務を含む指定を受けた薬局に限る。以下「指定薬局」という。)において支給しても差し支えないものとする。

5 手続

(1) から (2) (略)

(3) (2) の承認の決定を受けた者が、外科後処置を受けようとするときは、当該承認決定通知書を外科後処置の実施医療機関及び指定薬局に提示するものとする。

(4) 外科後処置の実施医療機関及び指定薬局は、当該承認決定通知書によって、外科後処置を受ける資格があることを確認した

(2) 外科後処置の実施医療機関の指定を受けようとする医療機関は、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「医療機関所轄局長」という。)に文書で申請するものとする。この場合において、当該申請書には、当該医療機関の概要を記載した書類、当該医療機関の全体の平面図及び配置図、整形外科担当医師の医師免許証の写し及びその略歴を記載した書面並びに理学療法士の略歴を記載した書面を添付するものとする。

(3) (2) の申請を受けた医療機関所轄局長は、当該申請に係る医療機関が外科後処置の実施医療機関として適当であると認めたときは、当該医療機関と外科後処置に係る委託契約を締結するものとする。

5 手続

(1) から (2) (略)

(3) (2) の承認の決定を受けた者が、外科後処置を受けようとするときは、当該承認決定通知書を外科後処置の実施医療機関に提出するものとする。

上で、給付するものとする。

ただし、やむを得ない事由によって、当該承認決定通知書を提示することができない者であって、外科後処置を受ける資格があることが明らかな者については、この限りではない。

この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく当該承認決定通知書を提示させるものとする。

- (5) 外科後処置の実施医療機関及び指定薬局は、外科後処置に要した費用を請求しようとするときは、外科後処置委託費請求書(様式第4号)により、外科後処置の承認に係る都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官あて請求するものとする。

なお、当該委託費請求書には、請求の内訳を明らかにするため労働者災害補償保険診療費請求書の診療費内訳書又は労働者災害補償保険薬剤費請求書の薬剤費内訳書を添付すること。

6 (略)

7 旅費の支給

(1) (略)

(2) 範囲

旅費は、4 (1) の実施医療機関までの最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、次のとおりとする。

イからホ (略)

(3) (略)

- (4) 外科後処置の実施医療機関は、外科後処置に要した費用を請求しようとするときは、外科後処置委託費請求書(様式第4号)により、外科後処置の承認に係る都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官あて請求するものとする。

6 (略)

7 旅費の支給

(1) (略)

(2) 範囲

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、次のとおりとする。

イからホ (略)

(3) (略)

8（略）

9 施行期日

平成23年6月24日付け基発第2号による改正後の本要綱は、平成23年7月1日から施行する。ただし、4（2）については平成23年10月1日から施行する。

10 経過措置

施行日前に、医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長と外科後処置に係る委託契約を結ぶ医療機関については、本要綱の外科後処置を実施する実施医療機関とみなすものとする。

様式第1号から様式第3号（2）（略）

8（略）

9 施行期日

本要綱は、平成22年12月27日から施行する。

10 経過措置

本要綱の実施日以前に労働局長が締結した外科後処置に係る委託契約については、本要綱により締結された契約とみなすものとする。

様式第1号から様式第3号（2）（略）

様式第4号

労働者災害補償保険

外科後処置委託費請求書

.....労働局 殿
労働保険特別会計支出官

請 求 金 額			千			円
---------	--	--	---	--	--	---

上記金額を外科後処置委託費.....月分として請求します。
内訳は別紙のとおりです。(内訳書.....枚)

平成.....年.....月.....日

(〒.....)

住 所
(所在地).....

請 求 人 電話番号.....
〔医療機関〕の 名.....称.....
〔.....局〕 責任者氏名.....印.....

振込みを 希望する 金融機関 の名称	銀行	店	口座番号	
	金庫			
	組合	所		
	預金の種類	普通・当座	口座名義人	

(注 意)

- (1) 事項を選択する場合には、該当する事項を丸で囲んでください。
(2) 請求金額の頭部には、「〒」の文字をつけてください。

様式第4号(1)

労働者災害補償保険

外科後処置委託費請求書

.....労働局 殿
労働保険特別会計支出官

請 求 金 額			千			円
---------	--	--	---	--	--	---

上記金額を外科後処置委託費.....月分として請求します。
内訳は別紙のとおりです。(内訳書.....枚)

平成.....年.....月.....日

(〒.....)

住 所
(所在地).....

請 求 人 電話番号.....
医療機関の 名.....称.....
責任者氏名.....印.....

(記名押印又は署名)

振込みを 希望する 金融機関 の名称	銀行	店	口座番号	
	金庫			
	組合	所		
	預金の種類	普通・当座	口座名義人	

(注 意)

- (1) 事項を選択する場合には、該当する事項を丸で囲んでください。
(2) 請求金額の頭部には、「〒」の文字をつけてください。

様式第5号（1）から様式第6号（略）

THE UNIVERSITY OF CHICAGO



501	
502	
503	
504	
505	
506	
507	
508	
509	
510	

様式第5号(1)から様式第6号(略)

労災保険指定医療機関指定申請書(追加)

病院(診療所)	名 称	
	所 在 地	〒 (Tel)
	管 理 者	
	診 療 科	

上記の病院(診療所)を労働者災害補償保険法施行規則第11条1項の規定による病院(診療所)として指定されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、指定されたときは「労災保険指定医療機関療養担当規程」及び「労災診療費算定基準」等の諸条項を遵守し、

労働者災害補償保険法第13条第1項、第22条の規定による療養の給付及び
同法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び
外科後処置

に従事することを承諾いたします。

年 月 日

住所

開設者

氏名 印

福岡労働局長 殿

※ 法第29条第1項の規定による社会復帰促進等事業としてのアフターケア、外科後処置の担当を希望しない場合は、上記〔 〕欄の当該箇所を削除すること。